

## シームレス民泊取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、シームレス民泊の開業を促進するため、施設の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「シームレス民泊」とは、平時は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する簡易宿所営業として経営し、災害時は簡易宿所が所在する市町村の要請により災害時要援護者等の受入れを行う施設をいう。

## (施設の指定)

第3条 シームレス民泊を開業しようとする者は、その施設について、当該市町村長から「災害時に要援護者等の受入れを行う民泊施設」である旨の指定を受けるものとする。

2 前項の指定については、当該地域のシームレス民泊を推進する協議会等（以下「協議会」という。）が当該市町村と締結する災害時応援協定書等への記載により行う。

## (許可の申請)

第4条 前条第1項の指定を受けた者は、当該施設の所在地を所管する総合県民局長又は東部保健福祉局長（以下「総合県民局長等」という。）に旅館業法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請書を提出する際に、前条第2項の災害時応援協定書等の写し及び「シームレス民泊の開業に係る簡易自己チェックシート」（様式第1号）を添付するものとする。

## (施設基準の緩和)

第5条 前条の申請書の提出を受けた総合県民局長等は、当該申請書等の内容を審査し、別表第1の「シームレス民泊の規制緩和基準」に該当すると判断した場合は、別表第2の「シームレス民泊に対する規制緩和措置」を適用することができる。

2 総合県民局長等は、前項の規制緩和措置により許可した施設については、許可証及び許可台帳にその内容を記載する。

## (避難所の指定取消し)

第6条 シームレス民泊を営業する者は、当該施設について避難所の指定が取り消された場合は、直ちに、避難所指定取消報告書（様式第2号）を総合県民局長等に提出しなければならない。

## (シームレス民泊営業者の遵守事項)

第7条 シームレス民泊を営業する者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理や防災等に関する事項について、県等が実施する研修を定期的に受講すること。
- (2) 施設の適正管理はもとより、宿泊時における事故防止措置、事故発生など緊

急時の体制整備など，対応に万全を期すること。  
(3) 関係法令を遵守するとともに，県及び当該市町村の指導に従うこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか，シームレス民泊の確認に関し必要な事項は，別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成29年1月13日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

シームレス民泊の規制緩和適用基準

1	営業者	簡易宿所の所在地域に設置された「シームレス民泊を推進する協議会等」を構成している個人であること。
2	施設規模等	客室延床面積が 33㎡未満であり、次のいずれかに該当する簡易宿所営業施設であること。 （1）営業者が現に居住する自宅 （2）営業者が自宅近隣に所有する住居
3	宿泊者定員	10人未満であること。
4	避難場所等の指定	「災害時に要援護者等の受け入れを行う民泊施設」である旨、市町村長から指定されていること。

別表第 2（第 5 条関係）

シームレス民泊に対する規制緩和措置

別表第 1 の基準に該当するシームレス民泊施設が各種営業許可を取得するにあたり、施設基準の一部を次のとおり緩和する。

（1）旅館業法における簡易宿所営業許可

緩和事項	営業者家族と兼用の場合	宿泊者専用の場合
トイレ	宿泊者と営業者家族を合わせ <u>10人未満の場合</u> 大便器 1 及び小便器 1（又は洋式 1） <u>10人以上の場合</u> 大便器 2 及び小便器 2（又は洋式 2）	大便器 1 及び小便器 1 （又は洋式 1）
洗面設備	宿泊者と営業者家族を合わせ <u>10人未満の場合</u> 1台 <u>10人以上の場合</u> 2台	1台
入浴設備	兼用可能	

\* 洗面設備は、トイレ用手洗い（簡易宿所営業、飲食店営業）及び客用手洗い（飲食店営業）との兼用が可能。

（2）食品衛生法における飲食店営業許可

緩和事項	家族の食事を作る場合	営業専用の場合
調理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い設備 1 槽</li> <li>・流水式洗浄設備 1 槽</li> <li>・客席と調理場との区画は必要としない</li> </ul> <条件> 当該施設の宿泊者への提供に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い設備 1 槽</li> <li>・流水式洗浄設備 1 槽</li> <li>・客席と調理場との区画は必要としない</li> </ul> <条件> 当該施設及び他のシームレス民泊の宿泊者への提供（1回10食未満）に限る。 * 手洗い設備 1 槽及び流水式洗浄設備 2 槽を設置すれば、一般飲食店の扱い。



「シームレス民泊」の開業に係る簡易自己チェックシート（その2）

申請者住所  
氏名

	内 容		該当箇所 に○	備 考
消防法	次の全ての項目に該当するか。 ①一般住宅と併用 ②旅館用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③旅館用途部分の床面積が50㎡以下 <sup>注3)</sup>			全ての項目が○の場合、「住宅」として扱う。  一つでも該当しない場合は、「旅館」として扱う。
	消防法令適合通知書の発行 (旅館業の営業許可申請に必要な)			施設平面図や建物配置図等を準備し、消防本部に相談
建築基準法	旅館用途部分の床面積 <sup>注4)</sup>	100㎡超 ----- 100㎡以下		建築確認申請(用途変更)必要 ----- 建築確認申請(用途変更)不要
	宿泊施設及び共用部分について、「旅館」としての適合状況確認 例) ・2階以上を宿泊施設とする場合の階段の構造規定 ・非常用照明 上記以外でも構造や規模によってかかってくる規制があるので要相談			一級又は二級建築士に相談
	浄化槽	民泊専用 ----- 一般住宅と併用の場合		民泊定員分 <sup>注5)</sup> の浄化槽が必要 民泊の定員 <sup>注5)</sup> +5人又は7人 (但し、住宅に居住する人数+民泊の定員数 <sup>注5)</sup> が既存浄化槽の人槽内の場合はこの限りでない。(徳島市内を除く))
水質汚濁防止法	特定施設設置届			総合県民局環境担当又は東部保健福祉局生活衛生担当等に相談

注3) 消防法における旅館用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)+共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

注4) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(100㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)+共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。  
新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合は、一部の例外を除いて確認申請が必要となります。

注5) 民泊の定員数は民泊の用途に供する全ての居室(宴会場スペースも含む)について  
3. 3㎡につき1人

様式第2号（第4条関係）

## 避難所指定取消報告書

年 月 日

総合県民局長  
徳島県 殿  
東部保健福祉局長

住 所

氏 名

次の施設は、災害時に要援護者等の受け入れを行う民泊施設（シームレス民泊施設）としての指定が市町村長から取り消されましたので、報告します。

- 1 申請者氏名
- 2 施設名
- 3 施設住所
- 4 指定取消日
- 5 指定取消理由